

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	報告の徴収
根拠法令(例規)及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 82 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 42 年 12 月 28 日 法律第 149 号
関 係 条 項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第 13 条第 7 項
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述省略

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	液化石油ガス器具等の提出
根拠法令(例規)及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 83 条の 2 第 1 項
法令(例規)番号	昭和 42 年 12 月 28 日 法律第 149 号
関 係 条 項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第 13 条第 7 項
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述省略

# 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	立入検査等
根拠法令(例規)及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 83 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 42 年 12 月 28 日 法律第 149 号
関 係 条 項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第 13 条第 7 項
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述省略

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	砂利の採取の停止の命令に係る聴聞	
根拠法令(例規)及び条項	砂利採取法第 38 条第 1 項	
法令(例規)番号	昭和 43 年 5 月 30 日 法律第 74 号	
関 係 条 項	第 12 条第 1 項又は第 26 条	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	日	
備 考	聴聞	

# 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	認可採取計画の変更の命令
根拠法令(例規)及び条項	砂利採取法 22 条
法令(例規)番号	昭和 43 年 5 月 30 日 法律第 74 号
関 係 条 項	砂利採取法第 19 条
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述省略

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	災害の防止のための必要な措置等の命令(3 条の規定に違反して砂利採取業を行った者に対する命令を除く。)
根拠法令(例規)及び条項	砂利採取法 23 条第 1 項又は第 2 項条
法令(例規)番号	昭和 43 年 5 月 30 日 法律第 74 号
関 係 条 項	砂利採取法第 3 条、第 16 条及び第 21 条
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	基 準
	処分基準の未設定理由
備 考	意見陳述省略

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	認可の取消し又は砂利の採取の停止の命令
根拠法令(例規)及び条項	砂利採取法 26 条
法令(例規)番号	昭和 43 年 5 月 30 日 法律第 74 号
関 係 条 項	砂利採取法第 16 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 31 条第 1 項
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	弁明の機会の付与

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	認可採取計画の変更の命令
根拠法令(例規)及び条項	採石法第 33 条の 9
法令(例規)番号	昭和 25 年 12 月 20 日 法律第 291 号
関 係 条 項	採石法第 33 条の 4
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述省略

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	認可の取消し又は岩石の採取の停止の命令	
根拠法令(例規)及び条項	採石法第 33 条の 12	
法令(例規)番号	昭和 25 年 12 月 20 日 法律第 291 号	
関 係 条 項	採石法第 33 条	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	弁明の機会の付与	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	災害の防止のため必要な措置等の命令(32条の規定に違反して採石業を行った者に対する命令を除く。)	
根拠法令(例規)及び条項	採石法 33 条の 13 第 1 項又は第 2 項	
法令(例規)番号	昭和 25 年 12 月 20 日 法律第 291 号	
関係条項	採石法第 32 条、第 33 条及び第 33 条の 8	
所管課係名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	弁明の機会の付与	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	災害の防止のため必要な設備をすることの命令	
根拠法令(例規)及び条項	採石法第 33 条の 17	
法令(例規)番号	昭和 25 年 12 月 20 日 法律第 291 号	
関 係 条 項	採石法第 33 条	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述省略	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	岩石の採取の停止の命令に係る聴聞
根拠法令(例規)及び条項	採石法第 34 条の 4 第 1 項
法令(例規)番号	昭和 25 年 12 月 20 日 法律第 291 号
関 係 条 項	採石法第 32 条の 10 第及び第 33 の 12
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準
審査基準未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの <input checked="" type="checkbox"/> イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	日
備 考	聴聞

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	法令の違反等に対し組合が必要な措置を採るべき旨の命令
根拠法令(例規)及び条項	中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 23 第 6 項において準用する協同組合法 106 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号
関 係 条 項	中小企業団体の組織に関する法律施行令第 11 条
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの <input checked="" type="checkbox"/> イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	弁明の機会の付与

# 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	組合の解散の命令
根拠法令(例規)及び条項	中小企業団体の組織に関する法律 5 条の 23 第 6 項において準用する協同組合法 106 条第 2 項
法令(例規)番号	昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号
関 係 条 項	中小企業団体の組織に関する法律施行令第 11 条
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの <input checked="" type="checkbox"/> イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	聴聞

# 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	組合員以外利用の特例の許可の取消
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 9 条の 2 の 3 第 2 項
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 181 号
関 係 条 項	中小企業等協同組合法第 111 条
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	聴聞

# 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	共済代理店への業務改善命令	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 5 第 1 項で準用する保険業法第 306 条	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 181 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p><input type="checkbox"/>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	弁明の機会の付与	

# 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	共済代理店への共済契約の募集の停止命令	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 5 第 1 項で準用する保険業法第 307 条第 1 項	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 181 号	
関 係 条 項	中小企業等協同組合法第 111 条	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考		

# 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	共済計理人からの説明又は意見の徴収	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 58 条の 7 第 3 項	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考		

# 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	組合の解散を命ずる旨の官報への掲載	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 106 条 3 項	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 181 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	聴聞又は弁明の機会の付与	

# 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	共済計理人の解任の命令	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 58 条の 8	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 181 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	聴聞	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	法令の違反等に対し組合が必要な措置を採るべき旨の命令	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 106 条第 1 項	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 181 号	
関 係 条 項	中小企業等協同組合法第 111 条	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述省略	

# 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	組合の解散の命令
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 106 条第 2 項
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 181 号
関 係 条 項	中小企業等協同組合法第 111 条
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	聴聞

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	共済事業を行う組合の定款等に定めた事項の変更又は業務執行方法の変更の命令	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 106 条の 2 第 1 項	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 181 号	
関 係 条 項	中小企業等協同組合法第 111 条	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	弁明の機会の付与	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	共済事業を行う組合の改善計画の提出の要求若しくは改善計画の変更の命令又は業務の停止の命令若しくは財産の供託その他監督上必要な措置の命令	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 106 条の 2 第 2 項	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 181 号	
関 係 条 項	中小企業等協同組合法第 111 条	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	弁明の機会の付与	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	共済規程の認可の取消し	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 106 条の 2 第 4 項	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 181 号	
関 係 条 項	中小企業等協同組合法第 111 条	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	聴聞	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	共済事業を行う組合等の業務の停止若しくは役員解任の命令又は共済規程の認可の取消し	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 106 条の 2 第 5 項	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 181 号	
関係条項	中小企業等協同組合法第 111 条	
所管課係名	経済観光課商工労働係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	聴聞又は弁明の機会の付与	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	電気用品の販売の事業（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。以下同じ。）を行う者の業務に関する報告の徴収
根拠法令(例規)及び条項	電気用品安全法第 45 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 36 年 11 月 16 日 法律第 234 号
関係条項	電気用品安全法第 28 条、電気用品安全法施行令第 5 条
所管課係名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	弁明の機会の付与

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	電気用品の提出の命令
根拠法令(例規)及び条項	電気用品安全法 46 条の 2 第 1 項
法令(例規)番号	昭和 36 年 11 月 16 日 法律第 234 号
関 係 条 項	電気用品安全法第 55 条の 2、電気用品安全法施行令第 5 条
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述省略